

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業
(令和6年度補正予算分) ICT 導入支援事業の協議について (作業要領)

1 補助事業の目的

障害児支援分野における ICT 活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害児支援体制の充実を図ることを目的とする。(国庫名：地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業)

2 本事業の対象事業者

兵庫県が指定している**障害児支援事業者**（「障害児通所支援事業」又は「障害児入所支援」を行う者）及び**障害児相談支援事業者**とする。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

3 補助対象とする機器

補助対象とする機器は以下のとおりです。

ア 情報端末 (タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム)

イ ソフトウェア (開発の際の開発基盤のみは対象外)

ウ 通信環境機器等 (Wi-Fi ルーターなど)

エ 保守経費等 (クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など)

(対象経費に係る留意事項)

- ・当該年度中に係る経費のみ対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。
- ・**アの情報端末**については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害児支援等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。
- ・**イのソフトウェア**については、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。なお、ノーコードツール (キントーンなど) は認められません。
 - ① 施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務 (事業所内外の情報連携含む。)、請求業務を一気通貫 (転記等の業務が発生しない) で行うことが可能となっているものであるもの。
 - ② バックオフィス業務 (業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務) のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫 (転記等の業務が発生しない) の環境が実現できるもの。

- ・ウの通信環境機器等及びエの保守経費等については、アの情報端末及びイのソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。
- ・インターネット回線使用料等の通信費、リース費用等その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。
- ・過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様の ICT 導入支援補助金（「令和 5 年度地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業」等）により補助を受けて同種の ICT 機器等を購入したことがある障害児支援事業者等は、本事業による補助の対象とならないこと。

4 補助上限額

全ての機器の合計額 75 万円（基準額 100 万円）

※補助率：国 1/2 県 1/4 事業者 1/4 自己負担が生じます

5 提出書類及び提出期限

下記の書類を作成し、令和 7 年 2 月 2 0 日（木）までに電子メールで提出してください。

- （1）障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（令和 6 年度補正予算分）ICT 導入支援事業 提出様式 Excel（施設・事業所情報、事業計画書、積算内訳書）
- （2）導入する機器のパンフレット、カタログ等
- （3）導入する機器の見積書（3 社分）ネットページのスクリーンショットは認めておりません。

提出先メールアドレス：Ryuusuke.Sueyoshi@pref.hyogo.lg.jp 担当：末吉

6 その他

- ・本事業により ICT 等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、おおむね導入 2 か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告することとします。（別途依頼します。）
- ・事業者は、上記の報告内容について自身のホームページ等で公表するとともに、県も、事業者の公表情報について都道府県等ホームページに掲載するなど、広く情報提供することが予定されておりますので、ご承知おきください。
- ・本事業において同一法人内から複数申請を行う場合は、あらかじめ法人内での優先順位を調整のうえ、順位をご回答ください。
- ・導入機器等の協議額については、課税事業者・非課税事業者によって税抜き・税込みの記載が異なります。課税事業所は税抜きの価格で、非課税事業所は税込みの価格で記載してください。